地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化

主な確認項目リストの利用方法

2024/11/18 デジタル庁 地方業務システム基盤チーム

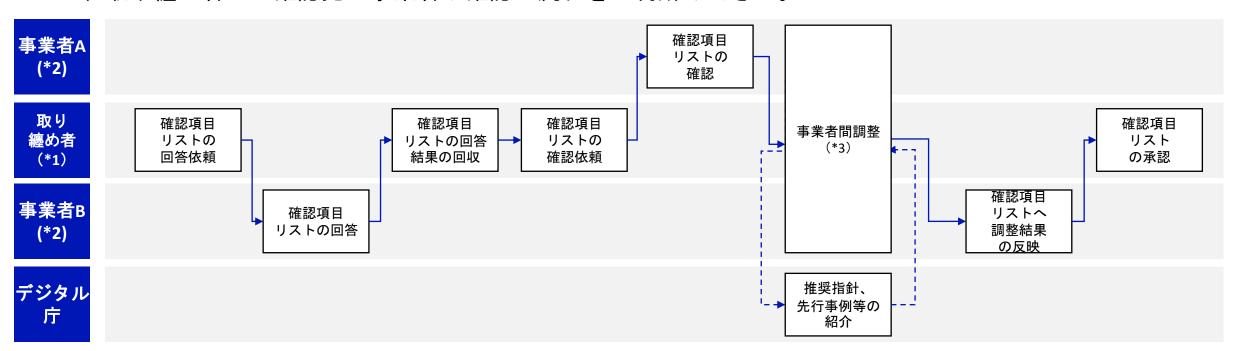


本資料の目的と「主な確認項目リスト」について

- 本資料では、事業者間の確認事項を効率的に調整を進めるための「主な確認項目リスト」の利用方法 を説明する。
- 「主な確認項目リスト」は、各事業者から相互に確認するとしているリストを提供いただき、それを元に、標準準拠システムへの移行に際し、事業者間で確認が必要だと考えられる項目をデジタル庁に てリスト化したものである。
- そのため、自治体によっては、「主な確認項目リスト」の他にも確認が必要な事項があることも想定 されるため、その点はご留意いただきたい。(網羅性を保証するものではない)
- 固有の確認事項が存在する場合などに、「主な確認項目リスト」への追加・加筆や、独自のリストを利用した調整を行うことは妨げない。なお、パッケージ提供事業者間による事前調整が可能な場合は、事前調整により、「主な確認項目リスト」による調整が簡素化されることが望ましい。
- 事業者及び自治体からのご意見をふまえ、「主な確認項目リスト」に追加すべき事項等を反映し、今後も更新していくことを想定している。

主な確認項目リストの利用の流れ(例)

主な確認項目リストの利用の流れの例を以下に示します。自治体により確認先の事業者数が異なる場合は、取り纏め者にて確認先の事業者や確認の流れをご判断ください。



(*1): 自治体または自治体から取り纏めの委託を受けた事業者

(*2):事業者Aは連携における利用側業務システム(連携先)の所管事業者、事業者Bは提供側業務システム(連携元)の所管事業者を想定

(*3): 事業者間調整が不調の場合、デジタル庁に相談し、推奨指針や先行事例等による調整を行う

主な確認項目リストの構成

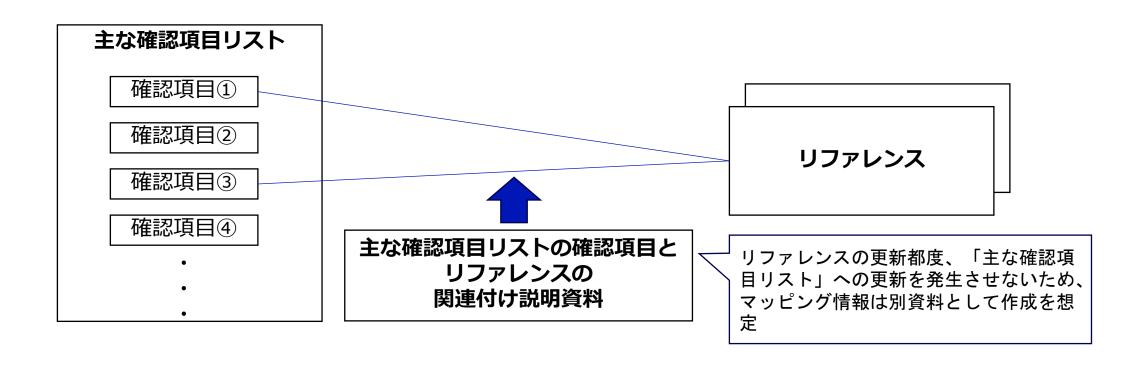
主な確認項目リストは下表に記載されている4つのシートで構成されています。各シートの役割を下表に て説明します。

#	シート	説明	確認項目例
1	基本情報	庁内連携に関する共通的な事項に関する確認項目が記載されて います。	ガバメントクラウドの利用方式ファイルサーバへの通信方式 など
2	システム	システムの仕様に関する確認項目を記載します。 調整が必要となる対象システムを自治体(事業者)にて記入して利用してください。 AH列以降は、利用側業務システム毎に異なる仕様の確認が必要となる項目につき、必要に応じて列を追加して利用してください。	システムの配置場所データの連携方式テストの開始時期 など
3	連携ID・グループ	提供側業務システムが使用予定の連携仕様に関する確認項目を 記載します。 必要となる連携IDを自治体(事業者)にて記入して利用してく ださい。	連携頻度最新データの定義利用側業務システム毎の連携要否 など
4	個別確認	パスワード等、本確認項目リスト外で確認されることが望ましい項目が記載されています。 ※機密性が高い情報であることから、不要な情報展開を行わないこと。	認証認可サーバを利用するために必要なクライアントIDとクライアントシークレット など

参考:主な確認項目リストとリファレンスの関係

主な確認項目リストは、事業者間で確認が必要だと考えられる項目が記載されている。

一部の確認項目は、回答や事業者間調整時の参考資料として関連リファレンスが紐づけられる。



デジタル庁 Digital Agency